

平成23年5月2日以降において、被災離職者（原発避難の場合を含む）又は県内に居住する求職者の方をハローワーク等の紹介により1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成金を支給

東日本大震災による被災離職者（原発避難による離職を含む）又は県内に居住する求職者の方の就職を早急に支援するため、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給します。

記

1 対象労働者

助成金の対象労働者は、次の（1）又は（2）いずれかに該当するものとします。

（1）震災により離職された方（以下の①から③のいずれにも該当する方）

- ① 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県は全域。「特定被災区域」という。）において就業していた者
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない者
- ③ 震災により離職を余儀なくされた者

（2）特定被災区域（福島県は全域）に居住する方（以下①から②いずれにも該当する方）

- ① 震災後安定した職業についたことがない者
- ② 震災により特定被災区域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった方を除きます。

2 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、30万円～90万円を6ヶ月ごと2回に分けて支給されます。

詳しくは別紙リーフレット『被災者雇用開発助成金のご案内』をご覧ください。

平成23年5月2日以降において、被災離職者（原発避難者を含む。）又は県内に居住する求職者の方をハローワーク等の紹介により1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成金を支給

被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者又は県内に居住する求職者の方の就職を早急に支援するため、ハローワーク等（※）の紹介により、継続して1年以上（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して、支給します。（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです）

※ ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介船員職業紹介事業者

対象労働者

助成金対象者は、次の（１）又は（２）いずれかに該当するものとします。

（１）震災により離職された方（以下の①から③のいずれかに該当する方）

- ① 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し就業していた者
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業（※）についたことのない者
- ③ 震災により離職を余儀なくされた者

（２）特定被災区域（福島県は全域）に居住する方（以下①から②のいずれにも該当する方）

- ① 震災後、安定した職業（※）についたことがない者
- ② 震災により特定被災区域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった方を除きます。

※ 「安定した職業」とは、週の所定労働時間が20時間以上の労働者として6カ月以上雇用された者をいう。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者（※）	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

詳しくは、
お近くのハローワーク又は福島労働局職業対策課（TEL024-529-5409・5438）にお問い合わせください。



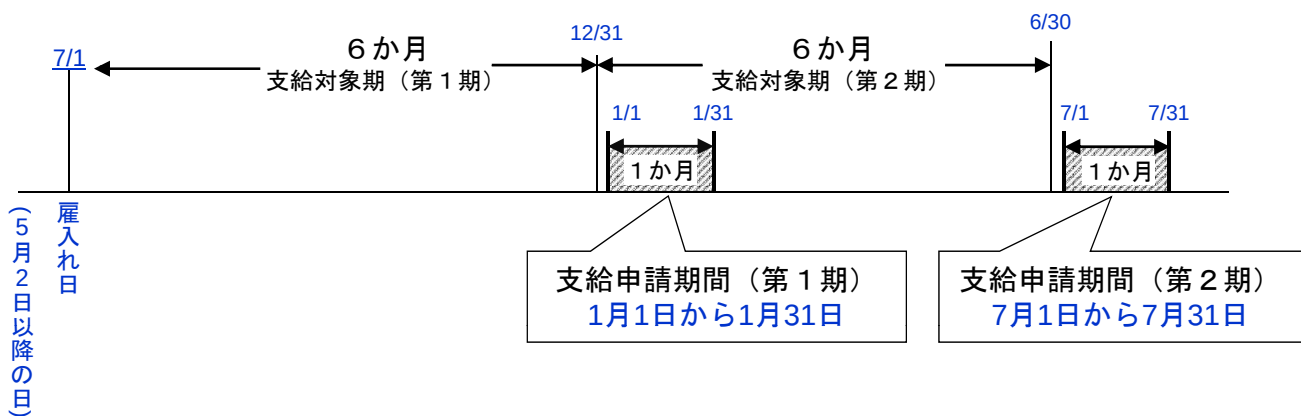
福島労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から1か月以内です。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目以降の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。

※ 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

【例：雇入れ日が7月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方に御用意いただく必要があるものがあります。）
提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますので ご注意ください。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは労働局（職業安定部）へお問い合わせください。